

土佐町教育委員会と土佐町議会との意見交換会 会議録

日時：令和2年4月16日（木）19:00～20:40

場所：土佐町保健福祉センター あじさいホール

音声データ（MP3形式：139MB）ダウンロード URL：<https://bit.ly/3ePj5kj>

司会 近藤教育次長

（教育長） 会に先立ち一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、今般のコロナウイルス感染症の状況につきましては皆様ご存知のとおりである。世界各国、日本全国で蔓延しているこの事態が一刻も早く収束することを願うばかりである。また不幸にも、このウイルスの感染によってお亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を表するとともに謹んでお悔やみ申し上げます。

本日の会議について、川村議長をはじめ、議員の皆様方には昼間のお仕事でお疲れのところ、夜間にもかかわらず全員の方のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の意見交換会は、本年1月よりの町の教育支援事業の在り方について、多くの町民の皆様にご心配をおかけし、またそのことにより混乱も生じた。また、3月の議会定例会の一般質問においては、町長より4月以降の教育支援事業についてはゼロベースに戻す旨の答弁があった。併せて、今後の町の教育支援センターの在り方について協議検討していただくべく、有識者による「教育支援センターの在り方検討会」が3月に設置され、これからの土佐町の教育支援センターがどうあるべきかを検討していただいております。現在の2回の会議が開かれています。

このことを受け、令和2年度第1回目の教育委員会を4月2日に開き、土佐町教育委員会として不登校児童生徒に対する支援についての基本的な考え方を協議、検討し、4月以降の不登校児童生徒への支援の在り方について確認、意思決定したところである。意見交換会をこの時期に開催することについてはご批判もあろうかとは存じるが、教育委員会としては、新学期がすでに始まっているため、できるだけ早く教育委員会の教育行政方針、とりわけ4月以降の不登校児童生徒への取り組みに関しては、議会の皆様にしつかりとお伝えしたいとの思いで開催することとした。このような意見交換の場を持つことは初めてのことであるが、本会議の趣旨をご理解いただき、議員の皆様方と意見交換させていただくことで、今後の土佐町の教育行政へのご支援を賜ればと考えている。どうかよろしく願いしたい。

土佐町教育行政方針について説明

（教育長） それでは、土佐町教育委員会としての教育行政の基本的な考え方、並びに令和2年度の教育行政方針を述べさせていただき、そのあと不登校児童生徒への支援について説明させていただく。少し長くなるがご了承ください。

いま、公教育はいろいろな社会的環境・条件の変化にともない、多岐にわたる教育制度改革が行われている。その背景として国の財政の危機的状況また、日々、報道されること多い青少年犯罪、校内暴力、体罰、不登校、さらに犯罪にまで至る恐れのある、いじめなどに対応することが喫緊の課題といえる。

さらに、人口減少社会となった日本のなかで、特に急速に高齢化・過疎化の進む土佐町のような中山間地域における公教育の確保、そして地域の未来を担う人づくりが、持続可能な地域づくりにとっては重要なものとなっている。

このような公教育に対する社会からの様々な要請や課題に対し、土佐町教育委員会では国の教育政策の動向を見守りつつ、土佐町独自の教育行政についての政策を企画・立案を行っている。それらの政策を教育行政並びに学校現場で具体的に実現し、個々の子どもたちの個性を尊重した人格形成、主体性を持った人への育成を目指すことが求められている。

平成29年3月に新学習指導要領等が改訂告示された。小学校では本年度より、中学校においては来年度から全面実施される。この改訂学習指導要領では、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の3つの方向性があり、基本理念として、より良い学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質、能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されている。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質の向上、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立などが求められている。併せて、小学校における外国語活動・外国語の導入など「外国語教育の充実」や道徳の特別教科化等による「道徳教育の充実」などが教育内容の改善事項として新たに示されており、その他の重要事項としてプログラミング教育を含む情報教育や防災教育等についても明示されている。

以上のような状況の下、土佐町教育委員会はすべての教育において人権を基盤とし、「第三次土佐町教育振興基本計画(土佐町教育大綱)」に基づき、その基本理念「郷土を愛し生涯にわたって学び続ける教育の創造」を基盤として、基本方針である「ふるさとをはぐくみ生き方をおして、社会に貢献できるひとづくりを推進」し、計画に掲げる8つの施策に基づき、本町の人づくりのため、社会全体で学び育む教育環境の整備、充実に取り組んでいく。

次に令和2年度の教育行政方針についてお話しする。この方針は昨年11月に開催した総合教育会議において協議調整を行ったものである。

まず、ひとつ目は住民の声に基づいた学校経営と住民の参画による学校運営について。将来を担う子供たちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校、家庭、地域の連携・協働を推進したいと考えている。特に土佐町では学校応援団としての多くの町民の方々が携わっていただいております。応援団と学校運営協議会、両者が両輪となり学校と地域が一体的に関わりながら、子供たちを取り巻く環境の充実や地域の活性化につなげていくことが必要であり、学校の先生方にも地域に関わりを持っていただきたいと思います。今後においても学校と保護者や地域の皆さんが

ともに知恵を出し合い、学校運営に反映させることで一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを目指していく。

2つ目は、持続可能なまちづくりに向けて、地域課題の解決を学びに変えることについて。具体的には、地域課題解決型の総合的な学習の時間への取組みである。総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断しより良く問題を解決する資質や能力を育てることを狙いとしている。これからの公教育は、その学校のある地域の暮らし、経済や文化などの課題を教材とし、地域の皆さんと協働して解決を目指し持続可能なまちづくりに繋げていくことも必要となってくる。そのためには、今まで以上に総合的な学習の時間が大切になる。総合的な学習の時間を各教科と関連付けし横断的な学習とすることで、子どもたちが「主体的・対話的で深い学び」を得ることにもつながるのではないかと考えている。

3つ目は、教育支援センター設立の取組み。現在、教育支援センターの在り方検討会が行われているが、この検討会は、教育委員、保護者、PTA、社協、学校応援団、学校長、保育園、スクールソーシャルワーカー、土佐町議会議員の方々が委員となり、今後の土佐町における教育支援センターの形、あり方を検討してもらっている。できる限り早い段階で方向性をお示しいただければと考えている。また、将来的にはこの検討会を町の「きょういく会議」に発展させていきたいとも考えている。教育支援センターは不登校や難登校の子どもたちの居場所づくりや学力支援を行うものであり、地域の特性、個々の児童生徒の状況に合った支援センターをつくることで、全ての子どもたちに多様な学びの機会と選択肢を確保していくことを目的としている。この取組みには学校との連携が必要不可欠となるので、小中学校の教職員の理解と協力が必要で、学校、家庭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門スタッフの関係者が一体となって組織的に対応することが重要であり、特にこのことについては学校としっかり情報共有を行い、教育委員会として積極的に取り組んでいく。

次に、保小中高連携教育について。土佐町は保育園と小中学校が近接しており、保育園から小中学校まで一貫した教育活動を営んでいる。また、嶺北高等学校とは中高連携教育を行っている。本町の保育士、土佐町小中学校の教職員においては学校応援団をはじめ地域の方の協力も得ながら、今後も地域に根ざした魅力と特色を持ち続け、信頼され地域と共にあり続ける保育園・学校づくりを推進していただきたいと考えている。

平成30年度から施行された保育所保育指針では、保育所が幼児教育の場として積極的に位置づけられた。その21世紀に求められる幼児教育のキーワードとは「学び」である。子ども主体の遊びや活動を通して自ら学ぶ姿を支えることが求められる。これらの実践をとおして、その後の学歴や仕事などの将来の成功の支えとなるもの、いわゆる「非認知能力」が育成されることが重要だと言われている。

その幼児期に培われた「非認知能力」をしっかりと小学校につなげていくことが重要であり、その実現のために土佐町教育委員会では「土佐町接続期プログラム」を策定した。このプログラムを着実に実施することで、その後の小中学校での「育ち」と「学び」の基盤としたいと考えている。

中高連携教育についても、開始から18年を経て嶺北高校での進路実現などで一定の成果

を上げてきた。また、町長部局で取組んでいる高校魅力化推進の成果により、本年度の入学者数は34名となっている。引き続き中高連携教育の成果を活かし、さらに嶺北高校が魅力的な学校になるためのしっかりとした連携教育の実現を図る必要がある。

5つ目は、豊かな心や確かな学力を育む言語活動の充実について。土佐町では、読書活動の推進に力を入れている。学校図書館の機能が充実し、子どもたちが読書を通して、知性と感性を磨き、思考力や表現力を養うことができるよう、図書館の活用についても積極的に進めていく。

教育行政方針については以上である。

不登校児童生徒への支援について

続いて今後の不登校児童生徒への支援への取り組みについて説明する。

平成29年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」が施行された。この法律は教育基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的とし、基本理念として、全ての子どもが安心して教育を受けられる学校環境の確保や不登校の子どもの様々な学習活動の実情を踏まえ個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の必要性等が明記されている。また法律の施行を受け、文科省において、「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が策定され、更に法律の附則に基づき「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況についての検討が行われており、その議論が取りまとめられている。

そのとりまとめに沿って、令和元年10月25日付けで「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が文科省より出されている。この通知では、

- 1) 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
 - 2) 学校等の取り組みの充実
 - 3) 教育委員会の取り組みの充実
- の3点の施策について今後、更に施策の充実に取り組むこととされている。

一つ目の「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」では、支援の視点として、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ一方で、学業の遅れや進路選択上での社会的自立のリスクの存在にも留意する必要があること。

学校教育の意義役割として、特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自律的に生きる基礎を養うとともに、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図ること、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校や家庭、関係機関等が情報共有し、個々の児童生徒に応じたきめ細や

かな支援策を策定すること。さらに既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れるかの態勢を検討するとともに、なじめない要因の解消に努める必要があること。また、児童生徒の才能や能力に応じてそれぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重したうえで、場合によっては教育支援センターや不登校特例校、ICTの活用による学習支援、フリースクールなど様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。さらに不登校の理由に応じた働きかけや、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけによる家庭への支援が重要であることが掲げられている。

二つ目の「学校等の取り組みの充実」においては、「児童生徒理解支援シート」を活用した組織的・計画的支援、不登校が生じないような学校づくり、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保、中学校卒業後の支援の5つの施策について具体的に示されている。

三つ目の教育委員会の取り組みの充実については、不登校や長期欠席の早期把握と取り組みについて、学校等の取り組みを支援するための教育条件等の整備等について、教育支援センターの整備充実及び活用について、訪問型支援など保護者への支援の充実について、最後に民間施設との連携協力のための情報収集・提供等について、具体的な取り組み方針が示されている。

土佐町教育委員会は、これらの法律や指針、通知に基づき、不登校児童生徒への支援について、しっかりと取り組んでいく。

不登校児童生徒への支援については、まずは、不登校が生じないような学校づくりが重要である。不登校になる要因は様々だが、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを進めるために、学校、家庭、地域等との連携、協働体制の構築を一層進めてまいりたいと考えている。また、学校においては校長先生のリーダーシップの下、学校の基本姿勢として、教員のみでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが連携協力し組織的な支援体制を構築しなければならないと考えている。その上で個々の状況にあった支援を行っていく必要があると思っている。

また、本年1月より学校以外の場所に通っていた児童に関する4月以降の対応についてであるが、新学期が始まるにあたり、児童本人ならびに保護者の意向確認を行った。結果として数名の児童並びに保護者は4月以降も引き続き、NPO法人の運営する場所に通いたい（通わせる）との意向があることを確認した。そのことを踏まえ、3月末に保護者、学校、受入れするNPO法人、教育委員会事務局の4者で協議し、当該保護者にはNPO法人の実施する事業は教育支援センターの位置付けではないので、他の不登校児童と同様に、学校は欠席扱いとなること、また教材や配布物等の4月以降の学校との連絡調整や家庭訪問等についての説明を学校長から直接保護者にしている。またそれ以外の児童の保護者には当該児童への新学期以降の学校の対応について学校長名で文書でお知らせしている。このことは教育委員会も確認をしている。

教育委員会としては、たとえその児童がどこに所在していても（家にいようが、民間事業者の実施する場所にいようが）、土佐町小中学校に在籍していることには違いないため、どの児童も同様に、学校、不登校担当の先生、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に積極的に関わってもらい、児童生徒の状況を常に把握し、可能であれば学校に復

帰できるようしっかり支援したいと考えている。

私からの教育方針並びに4月以降の不登校児童等への対応についての説明は以上である。

(教育次長) お手元にお知らせということで「臨時休校実施についての考え方」をお配りしている。このお知らせについては教育委員会名で学校を通じて保護者に配布をしている資料である。県内で休校になっている中、なぜ土佐町で休校にしないのかという声もいただいているが、土佐町においては県教委から嶺北高校が休校の対象になっていないこと、また、嶺北地域は比較的安全ということで除外されており、そうしたことを踏まえて臨時休校の措置をとっていない。ただし、県内で急激な感染者の増加が生じた場合などは速やかに臨時休校とするよう考えている。

それでは、意見交換に移りたい。発言のある方にはマイクをお回しする。

■意見交換

(和田賢二議員) 教育長の挨拶にあった話の中で、新型コロナ、1月以来の土佐町の教育に関する混乱について言及があった。私たち議員にも、今日の会にあたり町民からいろいろな声が上がってきている。

新型コロナウイルス感染症は世界的に大変な問題になっている。今日をご存知のように宿毛市が非常事態宣言を出した。安倍首相は8割の行動変容、減らすということを求めている。そうした中でこの会は開催された。しかも告知放送では、この3密の弊害が言われる中で、多くの皆さんの傍聴を求めるとあった。町の新型コロナ対策の本部もできたようだが、どのように考えているのか疑問を感じるし、いかにも無神経であると言わざるを得ない。

なぜこの会を開いたのか私なりに考えたが、3月下旬にアイデアに関して経済産業省からテレビ会議の申し入れが町長にあったと聞いた。ある時町長に聞いたところ、町長は経済産業省に対して文書で回答を求められていると聞いた。今晚の会はそのための会ではないかと勘繰っている。

不要不急の外出を控えることが求められている中でこの会が開催された。公開が悪いとは言わないが、時期が時期である。今晚の会の意図は、放送では土佐町の教育を語り不登校対策を議員と語ってもらうということであり、それはわかるが、なぜこの時期に関かなければならなかったかということは、ほとんどの議員が感じている。真意はどこにあるのか。まずそのことをお聞きしたい。

(教育長) 冒頭でも申し上げたが、私自身も本日の会をどうすべきかは教育委員の皆さまとも話し合い、例えば議場で行い告知端末でということも考えたが、夜間でもあり、告知端末を使っても試聴も少ないかもしれないと考えた。次長からも説明したとおり、後日、議事録・録音等も公開することとしている。

和田議員から話のあった経済産業省からの町長に対するテレビ会議と、この会との関連は意図したところではない。というのも、冒頭でも申し上げたとおり、1月以来のNPO法人SOMAと土佐町教育委員会が教育支援センターとして行った事業について色んな問題、

混乱が生じたことを受け、私としては 1 日も早く教育支援のあり方を教育委員会としてまとめ、しっかり意思表示をし、そのことを議員の皆様にも聞いていただきたいという思いだけである。他に意図はない。

もう一つはすでに新学期が始まったということ。できる限り早い時期に、引き続き学校を休まれているあるいは NPO 法人の場所に行きたいという児童・保護者の意向も確認できたため、本当は学校が始まる前にこうした会を持ちたかったが、日程の調整もあり今日になってしまった。状況的には刻一刻と悪くなる中での開催となり、ご心配を与えることになったことはお詫びする。今回は、思いを 1 日も早く伝えたいということだけである。

会場ではマスク、消毒、3 密にならないなど、限りなくリスクを小さくして開催をさせていただいた。ご理解いただきたい。

(和田賢二議員) 土佐町の教育を議会と語り合うということだが、土佐町の教育を語る時、特に今語る時、現存しているアイデアの存在に対して町あるいは教委がどのような明確な考え方を持っているかを明らかにされなければ、教育を論ずることはできない。

振り返ってみると、土佐町は 12 年前に小学校が一つになった。地域によっては厳しい中で、統合にも協力し 1 校になった。この中山間地で、1 クラス 20 数名のクラスで土佐町小学校がある。そうした中、1 月に降って湧いたようにアイデアの問題が起き、平穏な土佐町の教育が混乱している。公教育がどうなるのかと町民の皆さんも心配している。

3 月には引責退任と新聞に書かれたように、教育長が辞められ、吉村教育長になった。教育長は代わったが、町民の皆さん、私も含めて、何らこのアイデアの問題は変わっていない。現存している。町民の皆さんは益々、何も変わってないと、どうなるんだと、多くの皆さんは考えている。

私が 3 月議会で町長に質問した。記憶にある方も多いと思うが、町長は私の質問に対して、「非現実的。学校とアイデアが共存する教育は一切考えていない。今後もアイデアの取り組みをするつもりはない」と明言した。新聞を読んで町民の皆さんもかなりの方は、町長そんなのかと、ある意味安心もしたが、現状は、何ら変わらない形で現存している。私は議会のときに、この方達を教育長が家庭へ訪問し、謝罪し、いっぺん学校へ帰っていただき、その努力をしてもらうように言い、教育長はまだ 2 週間あるので、それもやると言ったが、私はそれをやった形跡がわからない。

このアイデアの存在に対して、町長が答弁したとおりのことがやられているかどうか、私は現状と教育委員会の最近の動きは乖離していると思っている。それが事実なら議会軽視であるし、町長の議会答弁は重く、守るべき。

アイデアに対する町と教育委員会の考え方を明確に今一度してもらいたい。

(教育長) 教育委員会としては、町長が 3 月に答弁したとおりである。基本的な考え方は、アイデアとの共存はないということに変わりはない。というのは、4 月以降についてアイデアは教育支援センターの位置づけではないことは私も先ほど明言をしている。3 月までは町の教育支援センターの位置づけで予算もあり運営し、児童も通っていたと認識をしているが、4 月以降は、保護者と学校がしっかり話をする中で、結果として、当然教育委員会も学校もそ

の児童には学校に帰ってきていただき、学校で勉強していただくことは当然の願いであるし、私も教育の基本は学校と考えている。

和田議員が言われたように、いまコロナの関係で NPO 法人が実際に開けているか詳細は把握していないが、実際に保護者と児童が学校ではなくそちらの場所を選んだのは事実である。そのことを以て、教育委員会がアイデアを認める、あるいはアイデアを支援する、町として容認するという認識ではない。

町としてはアイデアは教育支援センターではない。まして、私も詳細は見えていないが、計画書のように町の予算を取り合うことには絶対ならないと考えている。教育支援センターについては、あり方検討委員会でどういったやり方、例えば、学校内にフリースクールのような場所を作るのか、あるいは別の場所を用意してそこに人を配置するのか、あるいは支援チームを組んで児童生徒に支援をする体制を作るなど、色々なやり方はあると思う。そのことはあり方検討委員会でしっかり議論いただきたいと考えている。

(和田義嗣議員) 1 点は、義務教育は基本的には施設整備は市町村が対応するのが基本原則である。今回の教育支援センターの予算にしても 430 万プラス 300 何万、約 800 万くらいの支出をしている。しかしながら予算の計上においても、義務教育ということを見ると、県の加配で対応すべき問題である。町がやる前に県の加配を取る努力をすべきというのがまず 1 点目。

それと、話が重複するかもしれないが、教育支援センターというのは基本的には学校内で対応するという考え方をベースに対応すべき。そういう基本的な考えをないがしろにし、たまたまそういう NPO 法人があったということで、今まですべてをそちらに委ねたというのは、原理原則からして、対応があまりにも行政としての責任を放棄している。その 2 点についてお聞きしたい。

(教育長) その点については 3 月議会の中でも議論いただいた内容であり、当時の教育長、町長がお答えをさせていただいたとおりと認識している。

確かに和田議員が仰るとおり、昨年、31 年度予算を当初予算計上し、その予算を執行しながら、途中から NPO 法人が行う事業に移行したことが、町民の皆様方、議員の皆様方の誤解や、あるいは教育委員会の不手際により混乱を招いた。それは他の児童や保護者、学校現場、通っていた児童に対しても同様と考えている。

そういった反省も踏まえ、町長は 4 月から教育支援事業はゼロベースに戻すということと、先ほど和田議員に説明したとおり、4 月以降の学校に來れない児童・保護者に対する対応をどうしていくかということ、教育委員会としてしっかり話し合いができたので、そのことを議会議員の皆様方にお伝えしたかったというのが今日の会の真意である。

教育支援センターにはいろんなやり方がある。都市部にはフリースクール、N 高など、様々な方法がある。フリースクールについては教育現場が関与するところではないが、いずれにしても、教育委員会としては、今までアイデアに通っていた児童、アイデアにも学校にも通えない児童は現実にいる。そういったお子さんにこの 4 月から教育委員会としてどう対応していくかを意思決定したため、本日の会でそのことをお知らせし、議員の皆さんにもこれ

からのことについてご議論いただきたいと考えている。

(和田義嗣議員) いまの教育長の話を受けて思うのは、いま現実にあこに何人が集まりそれなりの活動をされている。そういう既成事実を元に認めるよう求められ、教育委員会としても対応しているのではないかと懸念している。

もう一つは、不登校児の扱いとして、学校で欠席扱いするという問題の中に、関係者の皆さんにおいては、二重席、土佐町小中学校に籍を置きながらそういうところに行っているということで非常に不安がある。その解消のため問題解決を急いでくれという形で動いているのではないかと懸念もある。

一条校としたら籍は土佐町小学校にある。現実には各種学校扱いの場所に行っている。二重の登録状態になっている。その既成事実を認めてくれというような形で今回の会もやっているのではないかと懸念している。

今回のアイデアの1月以降の動きの中で、経済産業省とのやりとりの中で、我々としては唐突にそういう問題が出てきた。その中で問題なのは地方公務員法第32条、公務員であれば上司の命令を聞きなさいというそういう条文があることはご存知と思う。今回の一連の行動の中に、町長がアイデアの関係はやめますと言っているのに、今なお経済産業省と連絡を取って何らかの形で打開策をやろうとしている動きがあるのではないかと懸念している。

(教育長) まず二重籍について。3月までは町の教育支援センターとして動いていたと聞いている。指導要録上は出席扱いとなっていたと聞いている。なぜかという、町が支援センターに位置付けていたからである。

4月以降は、町長も言ったとおり一条校を二つ作ることはならないし、本来であれば教育支援センターあるいはフリースクールもそうだが、学校としっかり通級状況、学習状況、活動状況をしっかり学校に報告があり、学校もそれを学校と同様程度と学校長が認めれば、要録上出席扱いになるが、4月以降はNPO法人の事業は土佐町教育委員会としてはそういう認識ではない。他の不登校の児童と同様に欠席扱いになることは学校とも確認済みである。出席にするか欠席にするかは学校長の権限である。

ただ、1月からずっと通われていた児童の4月以降の意思確認は必要である。その上でどういう取り扱いにするかは学校長から保護者にしっかり説明いただき、保護者も理解の上でその方法をとられたということであり、町として二重籍とは認識していない。

アイデアに通われていた児童は、4月以降、学校と保護者の間で週に1度連絡を取るようになってきている。学校からの連絡事項や配布物、健診などもある。週に1回は学校から保護者に連絡し、その時に子供の状況も確認することとしている。スクールソーシャルワーカーにも、児童も含めて、家庭訪問なり、保護者と連絡を取り合うなり、4月以降もしっかり関わってもらおうという私の方から伝えている。学校に対しても同様に私から伝えている。

経済産業省とのやり取りについて。現在、町長がテレビ会議をした後、私も教育委員会も経産省とのやり取りは全くしていない。

(和田義嗣議員) 再度確認する。今言った地方公務員法第 32 条の、町長がアイデアに関わらないと議会で答弁した。それに沿った対応を教育長含め、各皆さんもやっているということは間違いはないか。

(教育長) 間違いはない。

(長野保議員) 教育委員会の考え方はある一定わかった。問題は、現状をどう打開していくかということだ。町の方針で教育支援センターのあり方検討委員会を立ち上げ、町はその方針を参考にこれからのことを考えていくことになっているが、心配しているのは、先月の 20 何日に会が開かれて以来、会が開かれていないのはなぜか。昨今の事情か。これをまず確認したい。

それともう一つは、今後どのように実施していくのか。これは子どものことを考えると急がれる問題。どのように考えているか。

(井手教育委員) 検討委員会の委員長をしているのでお答えさせていただく。

前回、2 回目を行い、先進事例の情報収集をという意見をいただき、見学に行こうという話になったが、コロナの関係もあり、お伺いするのも先方に迷惑がかかる。教育支援センターという事業の性格上、大勢の委員が視察に行くのも適切ではないと考えた。

そこで副委員長とも相談し、先進的な取組をしている日高村にお願いをし、一度こちらへ足を運んでいただいて、教育支援センターの現状についてお話をいただきたいと、来週月曜にお願いに行くことになっている。その後日高村さんからお返事をいただき、しかるべき時期に取り組みの発表をこちらでしていただけるよう準備したい。委員はもちろん、町民にも参加いただいた方が、私たちが行って聞いてきて報告するよりずっと情報が伝わると思うので、そういったことを予定している。

(長野保議員) 昨今の事情でやむを得ないこともあるだろうが、速やかにあり方検討委員会を動かしていただいて、早く結論が出るようによろしくお願ひしたい。

(鈴木大裕議員) アイデアに関して、9 月 24 日に採択され、2 月の末までが実証期間だったと思う。その 5 ヶ月間で 2000 万円弱の潤沢な予算がついており、企画書を見ても多くのスタッフを構え、素晴らしい面々を揃えていると理解している。

ただ、今のままいくと町の公認の機関として認められないということが 3 月議会の町長答弁で明らかになった。となると実証事業が成功したか否かという点で言うと、失敗したということになる。経産相が失敗したにも関わらずやる、町が公認しないと決めたものに予算をつけるとなるとこれ自体がすごく大きな問題だと思う。

仮にそれでもやるとなったら大問題だが、やったとしてもその予算がずっと続くわけではない。いつかは止まってしまう。となると NPO としてもずっとボランティアでできるわけではないし、いつかは途切れてしまうことが目に見えている。タイミングの問題。これで終わりとなるのか、あと 1 年となるのか。

いずれにしても学校の先生たちの意見を聞いていると、実証事業が始まった時に、アイデアに行くなら行く、学校に来るなら来る、どっちかにして欲しいという意見が多々あった。なぜかという、給食をどうするのかとか、係活動など各生徒に役割が与えられており来たり来なかったりじゃ困る。授業に関しても来たり来なかったりだとまた一から教えなければならず教員の負担も多くなる。期間が長くなればなるほど、学校に戻ってきづらくなる。

また、アイデアにお子さんを通わせている保護者の話を聞くと、自分の子供が学校の子供たちと関わりたくないと言っている。やはり、どこかで後ろめたい思いがあったり、気まずい思いがある。そうすると子供の負担もどんどん大きくなり、結局は行き場がなくなってしまふのが目に見えている。

タイミングの問題。今なのか一年後なのか。この子たちが宙ぶらりんになってしまうことが目に見えているのであれば、重大な責任だと思う。それをNPOが認識しているのか、また保護者がいつか子供達の居場所がなくなってしまうリスクをどこまで理解されているのか気になっている。その辺りについていかがか。

(教育長) 昨年度は経産省の予算で運用できたのは事実。4月以降どうなるのかという話だが、基本的な考え方は、NPO 法人がアイデア事業の予算が付いたとして、経産省がその事業を続けるとになれば、町としてやめてくれとか、やってはいけないという話にはならないと考えている。

アイデアであろうがなかろうが、教育委員会と学校としては、アイデアに関わる、SOMAに関わるということではなく、子供さんに関わるということである。

学校から離れる期間が長くなればなるほど、子どもさんも学校に帰り難いし、中には4月以降学校へ戻られたお子さんの中には、友達から帰って来ないかという話もあり戻られたお子さんもいると聞いている。確かに、そうした時期が長くなるということは学業の遅れも心配であるし、他の子供さんと離れていくということも想定されると思うが、そこは4月以降学校以外の場所へ行くことを選択された親御さんにとっては、それは誰が認める認めないという話ではなく、親御さんが選択肢としてそこを選ばれたということと、そのことに対するお子さんあるいは親御さんもリスクは承知していると考えている。そのことに対して、あそこへ行くお子さんは知らない、放っておくということは絶対にしない。

(鈴木大裕議員) もちろん強制的に子供を戻す、私塾としてやっているものにいけないと言うことができないことは承知の上である。だから責任の問題にフォーカスした。

親御さんたちもこれがずっと続くと考えているのではないかというのが心配していること。先ほど申し上げたように2000万円の予算が一つの団体に何年も続くわけがなく、いつかは止まってしまふことが周知されているのか心配。

学校から離れる期間が長くなればなるほど戻れなくなるという時に、その子たちの宙ぶらりんになった責任を誰が取るのかというのは深刻な問題だと考える。みんな考えていくべき問題であると思う。

(川村雅士議長) 今回の問題は40数年議会活動をしてきたが、議員が、議員協議会、議員

討論、取り寄せた資料はこれほどあるし、我々が作った資料も何点かある。本当に頭を悩ませた。鈴木議員が誰が責任を取るのかと。私は一番町長に責任があるとはっきり申し上げる。3月終わりをもち議員が1人去った。断腸の思いだった。今回の問題はもう後戻りできない。そして子供達に大きな傷がついたと思っている。

代表者が1月7日の町のHPにこう書いている(※)。これを連絡を受けたのは県教育委員会の知り合いの先生からだった。読む。

「本当に公立の学校。それもあまり裕福ではない県の中山間地域に行ってみると、僕らの想像の及ばないレベルでの貧困が至るところにある。その中で子供たちは生きている。それにより彼らの能力や資質が育まれないのは非常に心苦しい。どうにかしたいと思っている。それが教育の機会均等。教育を受ける、受けられない、学校に行ける、いけないという話ではなく、その人にとっての教育の形はその人にしかない。そこにどうにかチューニングしたいと思ってやっています」

という内容。ホームページ。土佐町の。こんなのを載せていいのか(※)。びっくりした。情けないと思った。

※土佐町役場のホームページに掲載されている情報ではありません。

あこへ行っている子供たちは後戻りが難しいと思う。今年になって6回森の幼稚園と行ってここから1kmくらいの所で巣箱作り、万華鏡、椎茸打ち体験、だいたい4年生、1年生の子供、色んな個性を見ることができた。話も随分その中でした。お母さんともした。ここにも来ている子供さんを持っているお母さんもいる。方向性が間違ったと思っている。大変なことをしたと思っている。

そこで教育長に聞きたいのは、教育支援センター検討委員会の結果が、あの人たち、6人、本山から来ている3人を救わなければならないから教育支援センターは、あこ、アイデアやらなければならないとなった時には、教育委員会としてはそこに設置するのか。

(教育長)今の段階でどういう方向性が示されるかは私にもわからないため、回答は差し控えさせていただきたいと思うが、先ほど申したように、色々なやり方がある。

場所を作り、人を置き、そこに子どもたちがきてくれればいいが、果たしてそのやり方がこの町に、その子供達に合うのかどうか。そういうこともこれから検討委員会の中で議論していただきたいし、もしかすると、一定の方向性が出たとして、議会の皆様方の同意が得られてそれに予算が付いて、しかるべき人を置いて教育支援センターが動き出したとしても、もしかすると今の数名の子供さん、親御さんが必ずそちらを選択してくれるとは限らないかもしれないと思っている。

いずれにしても、このまま何もしないということにはならないので、何らかの形で、何度も言うが、通常、不登校と言われるお子さんは年間30日以上欠席があるお子さんを不登校というが、それに関わらず、一定の人数が何らかの難登校であったり不登校の状況にあることを思えば、今議論しているたまたまアイデアを選んだ6名のお子様たちだけに重きを置くのではなく、全員の子供さん、いろんな状況の中で学校に通えない子供さんというのはい

るので、やはりそういった全体のお子様をどうしていくかということをあり方検討委員会では考えていただきたい。そのことを教育委員会としてもしっかり受け止め、議論させていただきたい。そして方向性が決まれば、当然町民の皆様、あるいは議会議員の皆様方にもご説明させていただき、当然予算が伴うことであり、しっかり納得、理解をしていただかないと前へ進まないと考えている。

(川村雅士議長) もう一つ町長にお願いがある。経済産業省の浅野さんに、今日の話を受けて、キッパリ断って欲しい。

これはとんでもないことを考えていた。未来の教室という提案は。これ、千代田区立麹町中学校の校長先生。この校長先生とは 2 度会ったことがある。とてつもない構想を持った教育をやっている。運動場がない。テニスコートが確か 6 つあったと思う。高校の進学率はとてつもないレベルが高いところに行く。最終的には東大とか一橋とか早稲田とか慶應へ行く。その先生が考えた構想である。世界に飛び立ち、語学は英語と中国語。そういう構想を持った先生が経済産業省へ、浅野さんに売り込み、そういう構想を土佐町に持ってきてやろうとした。とんでもないことである。これを見てびっくりした。町長は知らなかったと言うが。

もっと地に足のついた基礎学力をやって、地域を思う人を育てるという基本を忘れてしまった。そんな夢物語みたいな学校は土佐町には必要はない。議員は一致した。

教育長、新しい教育のあり方に踏み出して欲しいと思っている。6 人をどうしたらいいのか。我々も汗をかき、涙を流したいと思っている。

(教育長) 私も川村議長が言われたとおりと思う。特に学校においては、先生方にしっかりと、地教行法(※)では、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、これらの職員の勤務する学校は市町村立学校であり、その従事する事務は市町村の事務であってその身分は市町村に属すると書かれている。

市町村の教育委員会が学校を管理するということは、結局、その学校に勤務する職員に対して職務上の指示、監督ができることに他ならないとも書かれており、川村議長が言われたように、土佐町に合った、地域を思い育む子供たちを、ぜひ学校の先生方にも、土佐町の職員として、土佐町の子供を預かっているという思いを持って教育にあたっていただきたいというのが私の思いであり、それは議員の皆さん、町民の皆さん、もちろん町長も同じ思いだと思ふ。ぜひ今後とも教育委員会に対し、土佐町議会の皆様方のご理解、ご支援を切にお願い申し上げたい。

※地教行法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(井手教育委員) 川村議長から教育支援センターの行く末についてお話があったので発言させていただく。

私は PTA でも 20 年以上活動してきた。その中で一番思ったことは、学校と保護者、地域の方、みんなの信頼活動がないときちんとした活動ができない。これは小学校も同じだった。地蔵寺小学校にはじまり、統合して名高山小学校になり、土佐町小学校と変わってもど

こでも同じだった。

今後検討が進んでいく教育支援センターについても、学校に通えている子供さん以上にケアが必要な子供さんが対象になってくる。なおのことスタッフと保護者、住民の方、みなさんが信頼を寄せてくれる体制でないときちんとした運営はできないと考えている。私としてはそういう方向に教育支援センターの議論は進んでいくと考えており、ぜひご理解、ご支援をいただきたい。

(和田賢二議員) 先ほどの議長の教育支援センターをあこにという質問への答弁だったと思うが、教育長が現に 6 名が行かれていると、あり方検討委員会の結果を踏まえ、教育支援センターが何らかの形でできた段階においても、その 6 名は帰ってくるとは限らない。まさに私が一番危惧している固定化であり、アイデアが存続していく所以を作ることになる。

過激かもしれないが、今回の新学期が始まるにあたって教育委員会が果たした役割で疑問に思うことは、1 月の実証事業が始まるにあたっては学校に対しても保護者に対しても SOMA が十分な説明がないまま誤解を招くチラシを配り生徒を集めた。そうした中で批判が起こった。それを、4 月に新学期を迎えるにあたり、教育委員会がお墨付きを与えた結果になった。SOMA は正式な形で生徒を集めたと経産省にも報告するだろう。

そういった点で、固定化に、諦めてしまって、固定化をやるなら、土佐町の、固定化する限り、今の 6 人じゃ済まなくなる。何人行くかわからない。そんな不安定な、不安な公教育は考えられない。であるから私個人として認めることはできない。

(教育長) 私の答え方が悪かったのかもしれないが、決して固定化をするという意味合いではない。行くことを容認した、お墨付きを与えたとは教育委員会としては思っていない。申し上げたようにまずは意思確認をし、親御さんが行かせるということの中で、これは止めることはできない。

何度も言うが、学校も私たちも子供さん、親御さんを含めて、学校に帰っていただきたい、学校で学んでいただきたいという思いは当然あり、固定化を認めたとか、そういう意味合いで申し上げたのではないのでご理解いただきたい。

当然、その子供さんたちも含めて、個々の児童に合った支援センターを、今、井手職務代理があり方検討委員会の話もしていただいたが、そういうオールラウンドな支援センターを目指して検討していくというのは当然のことである。

(和田義嗣議員) 今、議長がこう言った。経済産業省との関係で、経済産業省は土佐町の動向を注視しているということ。

教育長にあえて確認する。今回の議長発言の中で、町長の責任は重いと言った。教育委員会として、先ほどの議長の言葉を、経済産業省の担当課長に、土佐町の議会とすれば、はっきり言って今回の実証事業は失敗したと。これ以上、今年度の予算について、予算をつけることはやめてもらいたいというのが議長の意見である。それを教育長から、議会としての発言というのは、今回は継続というのは基本的にあり得ないということ、我々の意思があったということ、町長から伝えてもらいたい。

(教育長) 町長と経産省とのテレビ会議以降は、我々も経産省とはやりとりしていない。本日の会でも、教育委員会の意向としてはこれまで申し上げたとおりである。この会の雰囲気、内容は町長も承知したと思うので、そのことについては私と町長で再度確認をさせていただきたい。

(鈴木大裕議員) さっきの川村議長の補足説明。一流大学に行くのが悪いわけではない。行きたい子は行けばいいし、海外に行きたい子は行けばいいと思う。ただ、町の限られた予算を使って一部の子供達だけにそういう機会が与えられるのはどうかと思う。

せっかく一つしか学校がない。せっかくこれだけしか子供たちがいない。今の学校が不完全なのは我々議員も承知している。総務教育厚生常任委員会でも、なんとか先生たちの負担を減らせないかとか、どうすれば学校の力になれるか一生懸命考えてきた。

一つしかない学校を、議会と教育委員会が力を合わせて理想の学校を作っていきたい。

(教育長) 主体は学校と教育委員会だが、引き続き皆様方のご理解、ご支援賜りたい。

教育長より閉会のあいさつ後、閉会